

高等小學書方手本 第二學年用下乙種

K14072  
2.12  
2下

K140.72

2.12

2下



高等小學書方手本

第二學年用下乙種

文部省

かけまゝも畏けれど天皇皇后  
兩陛下の御齡六十を超えさせ  
給ひていよ御健かにまし

竹の園生の御榮の年々に  
いよまし行くを見奉ること  
國民の此上なき幸なれ

特別保護建造物。

鳳凰堂。莊嚴華麗。

資。金。融。通。抵。當。位。

五

高  
二  
六

利。高。步。購。買。販。賣。

六

畫。翰。返。迅。執。筆。管。

七

潔。際。要。慰。心。擗。擗。

高二十七

拜啓至急御相談お願度儀  
これあり明後日午後二時

九

貴同被度お合如何に也  
折返し此一報お上り奉る

十

高  
二  
七

御手紙の振領字八日は  
終日在毛書付中上を旨

十一

何事迄東下され度か

敬具

十一

高  
二  
乙  
下



永今为国死。死ふ背天親。  
怒とて地事。感貴在の神。

親およぶるにまゝの親ら  
今日のおいられ何と申さん。

關稅稅率從量從

十五

高二乙下

價協定雙務片務。

十六

燕。趙。韓。魏。齊。楚。秦。

十七

高三乙十

高三乙六

漢。晉。唐。宋。元。明。清。

十八

拝啓先達は糸堂色く馬馳走に相成り  
有り難く御禮申上其の際古約束致し寄  
附金別紙為替を以て古送り申上旨申す  
ながら然るべく馬取計下されたく敬具

御手紙お見仕る過日馬光来の節は何の  
風情もこれなく失礼致し古封入の為替早速  
先方へ相渡し別紙領收證書送り申上旨  
古落書下されたり先は要用のみぞ

東岸西岸之梅亦不同。

厚枝小枝之梅并落已盡矣。

權利。義務。遵奉。違。

犯。制裁。訴訟。辯護。

救世濟民奮鬥努力

力宥恕愛撫慰藉

庭の若草茂り合ひ青柳絲を亂りつ池  
の浮草は波に漂ひて錦を曝すかとあや  
またる。中島の松にかれる藤波の紫に咲

ける色青葉まじりの遅櫻初花よりも珠  
しく岸の山吹咲乱れ八重立つ雲の絶間より  
山時鳥の一聲も君の御幸を待顔なり。



履歷書

何縣何郡何村何番地  
何縣平民伊平長男

矢野市太郎

明治二十七年三月三日生

一明治三十三年四月何縣何郡何村尋常高等小學

高二十七下  
高二十七下

校ニ入學シ四十一年三月卒業

一明治四十一年四月ヨリ近藤商店ニ雇ハレ引續キ  
勤務

一賞罰ナシ

右ノ通ニ候也

明治四十五年十月一日

右

矢野市太郎

三十

二十九

沈着。敏捷。率直。敦厚。

輕躁。遲鈍。執拗。浮薄。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ルコト宏遠ニ  
徳ヲ樹ルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク  
孝ニ億兆心ヲニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル此レ我カ

國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス  
爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友  
相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ

業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ  
公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ヲ遵ヒ  
一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ

皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ  
臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯  
彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫  
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ  
謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ

拳々服膺シテ咸其徳ヲニセンコトヲ庶幾フ  
明治二十三年十月三十日

御名 御璽

K140.72-2.12  
-2下

明治四十五年六月十一日翻刻印刷  
明治四十五年七月十日翻刻發行

著作權所有

明治四十五年六月十五日  
文部省檢査濟

發賣所

東京市日本橋區新  
右衛門町十六番地

株式會社  
國定教科書共同販賣所

高等小學書キ方手本  
第二學年用下乙種

定價金三錢

著者兼  
發行者兼

文部省  
板倉折枝

翻刻發行  
兼印刷者

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地  
東京書籍株式會社

代表者 原 亮 一郎

印刷所

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地  
東京書籍株式會社工場

